

**【事例13】漏洩線量測定の結果を装置毎に操作室等に表示していない場合**

○**指導事項**:漏洩線量測定結果は、職員に周知する必要があります。操作室側の職員の目につきやすい場所へ掲示する等して、周知すること。

○**根拠法令**:電離放射線障害防止規則第54条 線量当量率等の測定等  
基発第253号第3細部事項21 線量当量率等の測定等（電離則第54条関係）

**<関係法令・通知等>**

**電離放射線障害防止規則第54条 線量当量率等の測定等**

1 事業者は、前条第一号の管理区域について、1月以内(放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法及び遮蔽物の位置が一定しているとき、又は3.7GBq以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは、6月以内)ごとに1回、定期的に、外部放射線による線量当量率又は線量当量を、放射線測定器を用いて測定し、その都度、次の事項を記録し、これを5年間保存しなければならない。

- 一 測定日時
- 二 測定方法
- 三 放射線測定器の種類、型式及び性能
- 四 測定箇所
- 五 測定条件
- 六 測定結果
- 七 測定を実施した者の氏名
- 八 測定結果に基づいて実施した措置の概要

2 前項の線量当量率又は線量当量は、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、計算により算出することができる。

3 第1項の測定又は前項の計算は、1cm線量当量率又は1cm線量当量について行うものとする。

ただし、前条第一号の管理区域のうち、70 $\mu$ m線量当量率が1cm線量当量率の10倍を超えるおそれがある場所又は70 $\mu$ m線量当量が1cm線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70 $\mu$ m線量当量率又は70 $\mu$ m線量当量について行うものとする。

4 事業者は、第1項の測定又は第2項の計算による結果を、見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る労働者に周知させなければならない

**基発第253号第3細部事項21 線量当量率等の測定等(電離則第54条関係)**

(1)第1項の趣旨は、第53条第1項の管理区域において、外部放射線の量を測定することにより、当該管理区域において作業に従事する労働者が放射線にさらされている状況を知るためのものであること。測定の結果、放射線の量についてそれぞれの線量限度を上回るおそれがある場合は、施設の整備、作業方法の改善等の措置を講じることが重要であること。

(2)第1項の「線量当量」とは、「1cm線量当量」及び「70 $\mu$ m線量当量」を指すこと。

なお、今回、これらの規定が追加されたのは、第3条第1項において、管理区域の基準を3月間単位で規定することとなったことから、本項における測定においても、線量当量率を測定する放射線測定器のみならず、フィルムバッジ等積算型の放射線測定器での測定を行う場合が想定されるためであること。

(3)第2項の「放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なとき」には、放射線測定器を用いて測定することにより測定者に非常な危険を伴う場合が含まれること。

(4)第3項ただし書については、皮膚の等価線量限度が実効線量限度の10倍であることから、70 $\mu$ m線量当量(率)が1cm線量当量(率)の10倍を超えるおそれのある場所では、実効線量が限度を超えるおそれよりも皮膚の等価線量が限度を超えるおそれの方が大きいので、当該場所では70 $\mu$ m線量当量(率)を測定、確認していれば1cm線量当量を測定、確認する必要はないという趣旨であること。

(5)第4項の「見やすい場所に表示する等の方法」には、等線量当量(率)線の見取図の掲示又は管理区域の床上に等線量当量(率)線を引く等の方法があること

#### ※保健所からのお願い

・漏洩線量測定は6月以内毎に1回、適切に校正等を実施している測定器を用いて測定し、記録保存する必要が有ります。(校正については、「原則実施」となっているので、実施しなくても良いと受取る医療機関がありますが、「原則」は、特別な理由がなければ必ずということですので、実施する必要があると考えてください。)

・漏洩線量測定結果を職員に周知する理由は、漏洩のある画壁の周知、X線診療室内で作業する場合の線量分布による立ち位置による被ばく線量の増減の確認等のため、大分県では、固定式装置は操作室の扉等に掲示、移動型X線装置は装置の操作側に掲示、若しくはカセット入れ等に収納する等指導しております。

令和4年2月15日 大分県東部保健所 検査課 診療放射線担当作成

